定禅寺通街づくり協議会 規約

第１章　　総則

（名称）

第１条　　本会は、「定禅寺通街づくり協議会」とする。

（目的）

第２条　　本会は、仙台市民の宝であり杜の都･仙台を象徴する定禅寺通の魅力を向上させ、次世代につないでいくため、定禅寺通に関係する地域組織や活動団体、仙台市をはじめとした関係行政機関と連携し、定禅寺通地区のまちづくりを推進することを目的とする。

（活動）

第３条　　本会は、前条の目的を達成するため、別図に定める定禅寺通地区および定禅寺通地区に関連する地域を対象に、次の活動を行う。

（１）定禅寺通地区のまちづくりに関する方針の検討および関係者との共有

（２）定禅寺通地区の活性化や景観形成に関する研究および推進

（３）定禅寺通地区に関する情報共有

（４）会員相互の交流促進

（５）その他、前条の目的を達成するために必要な活動

第２章　　会員

（会員の種類）

第４条　　本会の会員は、正会員および準会員により構成する。なお、会員は、反社会的勢力に該当しないことおよび反社会的勢力との一切の関係を有していないことを要件とする。

（１）正会員は、次に該当する者であって、本会の趣旨に賛同する個人または法人･団体とする。

①定禅寺通地区内の商店会や町内会

②定禅寺通地区内の土地建物にかかる所有権及び地上権の保有者

③定禅寺通地区内でのまちづくりを目的とする法人

（２）準会員は、次に該当する者であって、本会の趣旨に賛同する個人または法人･団体とする。

①定禅寺通地区内で継続的に事業・活動を行う者

②定禅寺通地区内の公共施設の管理者

（入会）

第５条　　会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を経て会員となる。ただし、会長が役員会で協議する必要があると認める場合には、役員会の議決により入会の可否を判断することができるものとする。

２　会員は、別に定める年会費を支払わなければならない。

（退会）

第６条　　本会から退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。この場合、支払済の会費は返還しない。

（除名）

第７条　　会員が、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき、または会員としてふさわしくないと判断されたときは、役員会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。この場合、支払済の会費は返還しない。

第３章　　役員および顧問

（役員の種別および選任）

第８条　　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　　２名以内

（３）幹事　　若干名

（４）監査　　２名以内

２　役員は、総会の議決により会員である個人または法人・団体に所属する者の中から選任する。ただし、監査については、会員以外から選任することができる。

（役員の職務）

第９条　　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長がかけたときは、予め会長が指名する副会長がその職務を代行する。

３　幹事は、会長および副会長を補佐し、本会の執行に当たる。

４　監査は、本会の会計を監査する。

（役員の任期）

第１０条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　役員の欠員により新たに選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

３　役員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の通常総会が終結するまで、その任期を伸長する。

（役員の解任）

第１１条　役員が次の各号の一つに該当するときは、任期中であっても総会の議決により、これを解任することができる。

（１）職務の遂行にたえられないと認められるとき

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（顧問）

第１２条　本会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、役員会の承認を経て、会長が任命する。

３　顧問は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

第４章　　会議

（種別）

第１３条　会議は、総会と役員会とする。

（総会）

第１４条　総会は、通常総会と臨時総会とし、正会員をもって構成する。

２　通常総会は、事業年度終了後３ヶ月以内に毎年１回開催する。

３　臨時総会は、役員会で必要があると認める場合に開催する。

４　総会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

（１）規約の変更

（２）解散または合併

（３）定禅寺通地区のまちづくりに関する方針の決定

（４）活動計画および予算の決定

（５）活動報告および決算の承認

（６）その他役員会が必要と認める重要の事項

５　総会は、正会員の２分の１以上が出席しなければ成立しない。また、議決は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は、議長がこれを決する。

６　準会員は、総会に出席することができる。

（役員会）

第１５条　本会の活動を円滑に行うため、役員会を置く。

２　役員会は、役員をもって構成する。

３　役員会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

（１）総会に付議または報告すべき事項

（２）部会の設置または廃止および協議事項の調整

（３）その他、本会が活動を行うために必要な事項

４　役員会は、役員の２分の１以上が出席しなければ成立しない。また、議決は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は、議長がこれを決する。

（招集）

第１６条　会議は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。ただし、会長および副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する正会員が議長となる。

２　前項の規定にかかわらず、会議は、会長が適当と認めた場合には、書面による開催とすることができる。

（書面表決等）

第１７条　総会に出席できない正会員または役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員または役員を代理人として表決を委任することができるほか、Web 会議システムによって会議に参加し、表決することができる。この場合において、当該正会員および役員は、第１４条第５項、第１５条第４項の規定の適用については出席したものとみなす。

２　Web 会議による参加者がいる場合には、出席者および Web 会議システムを用いた参加者の音声が即時に他の者に伝わり、一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

（部会）

第１８条　本会に、まちづくり部会のほか、特定の協議事項を専門に協議する部会を、次の方法により設けることができる。

（１）役員会の議決があったとき

（２）会員５名以上の部会発起人が、別に定める部会設立申請書を会長に提出し、役員会の承認があったとき

２　会員は、部会に出席することができる。

３　各部会には、部会長を１名置き、会長がこれを任命する。

４　各部会の協議内容や取組み成果について役員会に報告する。

５　部会に関し必要な事項は、役員会の議決により別に定める。

（専門家等の出席）

第１９条　会議および部会において、会長が必要と認める場合、学識経験者等の専門家および仙台市等関係行政機関の職員の出席を求め、その意見を聴くことおよび関連情報を共有することができる。

第５章　　会計および事務局

（会計）

第２０条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

２　本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

（事務局）

第２１条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局の運営は、総会の議決を得て委託できるものとする。

３　本会の事務局は、会長が属する企業または団体等若しくは前項の委託先を所在地とする。

第６章　　雑則

第２２条　この規約にない事項および疑義を生じた事項については、役員会の議決を経て別に定める。

付則

付則１　この規約は、１９８８年３月３日から施行する。

付則２　この規約は、２０１４年７月８日から施行する。

付則３　この規約は、２０２２年４月１日から施行する。

別図：定禅寺通地区

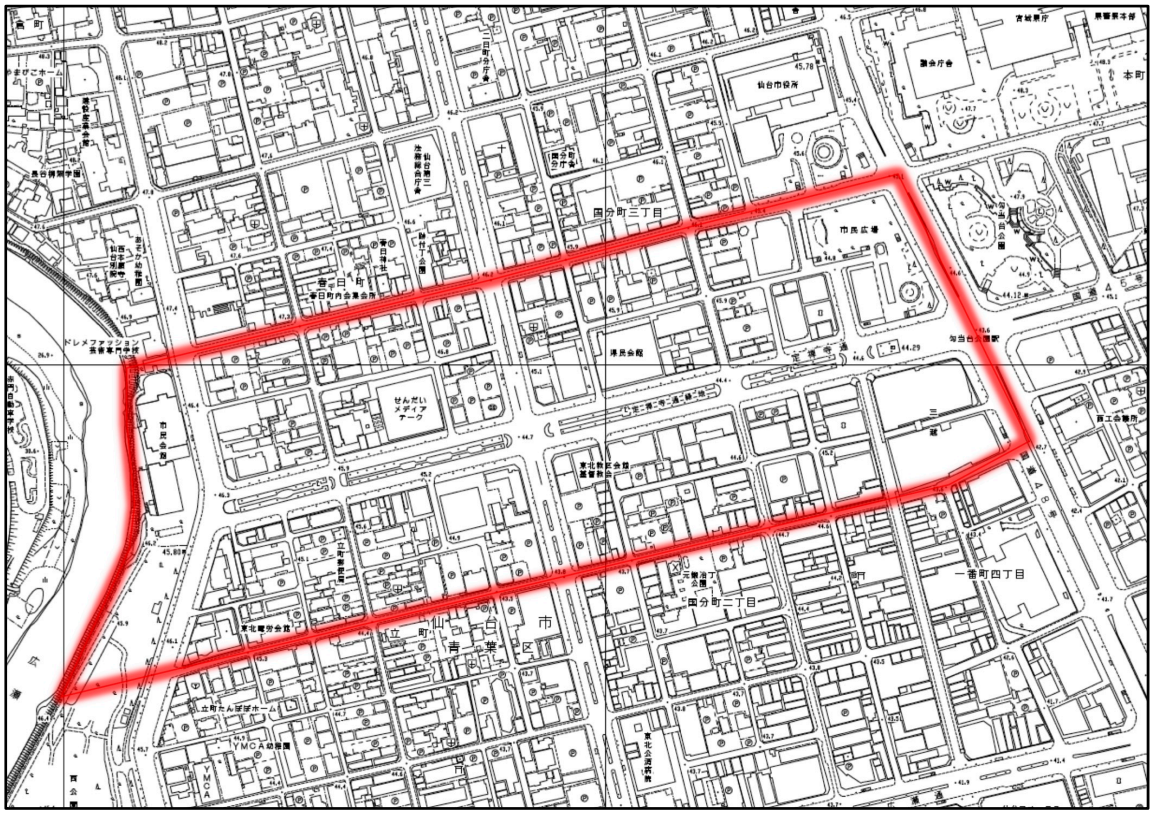
国分町三丁目
市民広場
仙台市役所
議会庁舎
宮城県庁
本町
一番町四丁目
国分町二丁目
仙台市
青葉区
せんだいメディアテーク
市民会館
県民会館
定禅寺通
仙台台原駅
ドレメファッション長倉専門学校
YMCA幼稚園
立町たんぽぽホーム
東北電力会館
東北労金会館
東北公済病院
元禄治了公園
東北電力会館
東北電力会館
東北公済病院
東三会議所
仙台市立
仙台市立
仙台市立